

協議会設置要綱の改正について

1 背景

(1) 徳島市バス路線の整理・再編の必要性

徳島市では、交通局が運行している路線を市長部局へ移行し、徳島バス株式会社に運行委託するとともに、効率的な運行に向けてルートやダイヤの見直しを行い、路線を維持してきた。

しかしながら、路線バス運営の今後の見通しとして、人口減少や少子高齢化による更なる運賃収入の減少や、人件費、燃料費の高騰などによる運行経費の増加が見込まれること、また、全国的に運転手不足によるバス路線の廃止や減便が行われているように、徳島市内においても、運転手不足による一層の効率的な運行が求められていることから、令和10年度末の交通局の廃止を含めた市内バス路線の整理・再編が必要となっている。

(2) 整理・再編の進め方

市バス路線の整理・再編にあたっては、地域公共交通計画（徳島市では令和6年3月に策定）のアクションプログラムに位置づけられ、国の様々な支援が受けられる地域公共交通利便増進実施計画（以下「実施計画」という。）を策定し、進めていくものとする。

2 協議会設置要綱の改正の理由

実施計画の作成及び実施にあたり、本協議会が国庫補助金を受け、協議を行うことから、本協議会設置要綱（以下「要綱」という。）の改正を行うもの。

3 要綱の改正点

実施計画に関する記載を追加する。

徳島市地域公共交通活性化協議会設置要綱（案）

（設置）

第1条 徳島市における地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項に規定する地域公共交通計画及び同法第27条の14に規定する地域公共交通利便増進実施計画（以下「法定計画」という。）の作成及び実施に関し必要な事項を協議するため、同法第6条第1項に規定する協議会として徳島市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 法定計画の作成及び変更の協議に関する事項
- (2) 法定計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 法定計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (4) 法定計画の評価に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

（協議会の構成員）

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 徳島市
- (2) 関係する公共交通事業者
- (3) 関係する道路管理者
- (4) その他法定計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- (5) 関係する公安委員会
- (6) 地域公共交通の利用者
- (7) 学識経験者
- (8) その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員を選任及び職務）

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 協議会に副会長1人及び監査委員2人を置き、第3条に規定する委員の中から会長が指名する。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 監査委員は、協議会の出納監査を行い、その結果を会長に報告しなければならない。
- 6 会長、副会長及び監査委員は、相互に兼ねることができない。

(会議)

- 第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
 - 3 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、その委員の代わりの者を出席させることができる。この場合において、代わりに出席した者は、委員とみなす。
 - 4 会議の議決の方法は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 5 会議は原則として公開で行う。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
 - 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は助言等を求めることができる。

(書面による審議)

- 第7条 会長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。
- 2 前条第4項の規定にかかわらず、書面による審議における協議会の議事は、委員の過半数が当該書面による審議に参加したうえで、当該参加した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(軽微な事項に関する取扱い)

- 第8条 協議会において協議が整った事項についての軽微な事項の変更に関する取扱いについては、会長は書面による賛否を求めて、会議の決議に代えることができる。

(分科会)

- 第9条 会長は、第2条の協議事項に関して、必要に応じて分科会を設置することができる。
- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務所及び事務局)

- 第10条 協議会は、事務所を徳島市幸町2丁目5番地、徳島市役所内に置く。
- 2 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
 - 3 事務局は、経済部地域交通課に置く。

- 4 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 5 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第11条 協議会の運営に要する費用は、関係機関の負担金、補助金及びその他収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第13条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを精算する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成31年2月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月 日から施行する。

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第1条 徳島市における地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項に規定する地域公共交通計画及び同法第27条の14に規定する地域公共交通利便増進実施計画（以下「法定計画」という。）の作成及び実施に関し必要な事項を協議するため、同法第6条第1項に規定する協議会として徳島市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法定計画の作成及び変更の協議に関する事項 (2) 法定計画の実施に係る連絡調整に関する事項 (3) 法定計画に位置づけられた事業の実施に関する事項 (4) 法定計画の評価に関する事項 (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項 <p>(協議会の構成員)</p> <p>第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 徳島市 (2) 関係する公共交通事業者 (3) 関係する道路管理者 (4) その他法定計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者 (5) 関係する公安委員会 (6) 地域公共交通の利用者 (7) 学識経験者 (8) その他市長が必要と認める者 	<p>(設置)</p> <p>第1条 徳島市における地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項に規定する地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関し必要な事項を協議するため、同法第6条第1項に規定する協議会として徳島市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 計画の作成及び変更の協議に関する事項 (2) 計画の実施に係る連絡調整に関する事項 (3) 計画に位置づけられた事業の実施に関する事項 (4) 計画の評価に関する事項 (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項 <p>(協議会の構成員)</p> <p>第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 徳島市 (2) 関係する公共交通事業者 (3) 関係する道路管理者 (4) その他計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者 (5) 関係する公安委員会 (6) 地域公共交通の利用者 (7) 学識経験者 (8) その他市長が必要と認める者

附 則
この要綱は、平成31年2月5日から施行する。

附 則
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和3年4月21日から施行する。

附 則
この要綱は、令和5年3月22日から施行する。

附 則
この要綱は、令和8年3月 日 から施行する。

附 則
この要綱は、平成31年2月5日から施行する。

附 則
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和3年4月21日から施行する。

附 則
この要綱は、令和5年3月22日から施行する。

加える